

額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

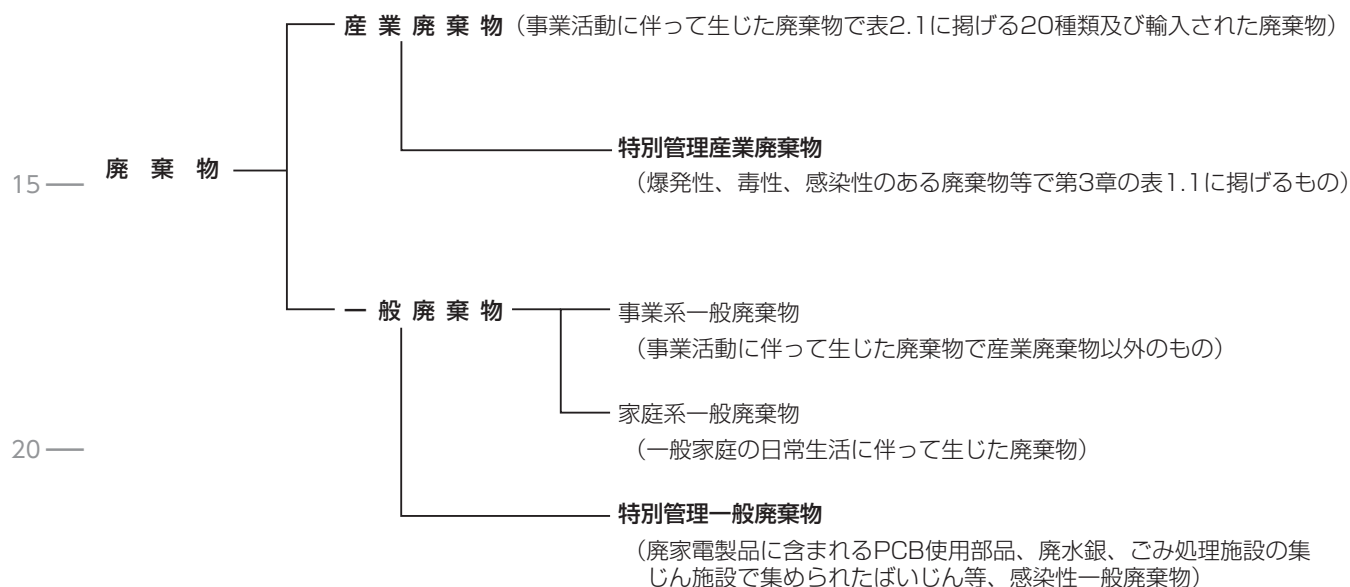
⑤ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。

2-2 産業廃棄物と一般廃棄物

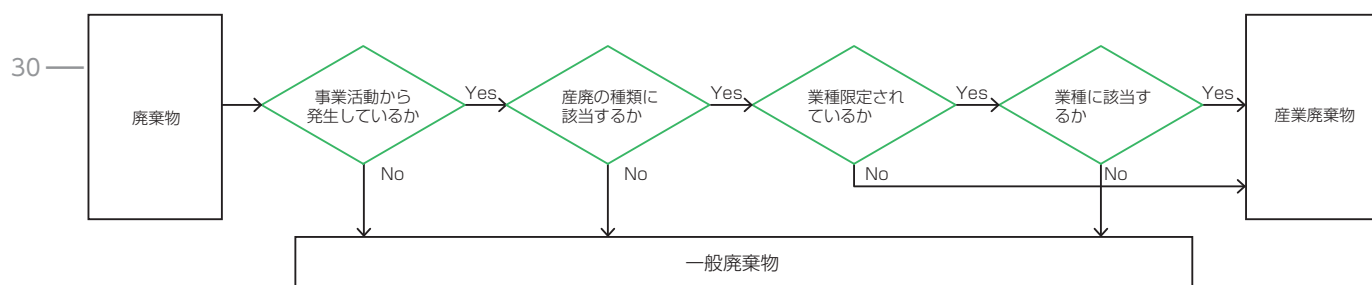
法では、まず産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物として、産業廃棄物と一般廃棄物に区分している（法第2条第2項及び第4項。図2.1参照（以下、輸入された廃棄物の説明は省略））。

産業廃棄物、一般廃棄物の判断フローを図2.2に示す。



◆図2.1 廃棄物の分類

一般廃棄物と産業廃棄物では、その処理の責任主体や区域が異なっている。一般廃棄物は市町村に統括的処理責任（P16表2.1参照）があり、市町村の区域内での処理を原則としている。一方、産業廃棄物は事業者自らに処理責任があり、都道府県境を越えた広域移動も認められている。



◆図2.2 産業廃棄物・一般廃棄物の判断フロー

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、表2.1に示すように20種類に分類される。ここでいう「事業活動」とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共的事業も含めた広義の概念としてとらえられている。

また、産業廃棄物には量的な規定がないので、個人事業者等の事業規模が小さい者から排出される場合や、1回の排出量が極めて少量な場合であっても、表2.1に該当する廃棄物は産業廃棄物となる。— 5

経済活動の発展に伴って廃棄物の組成も複雑になってきており、産業廃棄物は分類された20種類の一つだけに該当するとは限らなくなっている。例えば、「廃油性塗料」は「廃油」と「廃プラスチック類」の混合物に、「廃自動車」は「金属くず」と「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」等の混合物としてとらえることができる。

産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがある。表2.1の「(1)燃え殻」～「(12)ばいじん」の12種類の廃棄物は、製造工程において排出されるものから製品の使用後に廃棄されるものまで、すべてが産業廃棄物である。一方、「(13)紙くず」～「(19)動物の死体」の7種類の廃棄物については、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物に該当する。言い換えれば「(13)紙くず」～「(19)動物の死体」は、その排出元の業種が限定されている（「業種限定」のある）産業廃棄物である。 — 15

例えば、製紙工場から排出される紙くずや食料品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずやレストラン等から排出される残飯類は一般廃棄物となるので取扱いに注意する必要がある。

なお、貨物の流通のために使用したパレットやPCBが付着した紙くず、木くず、繊維くずは、業種に関係なく産業廃棄物となる。 — 20

また、事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを、法に定められた用語ではないが「事業系一般廃棄物」と呼んでいる。主な事業系一般廃棄物としては、前述のほか、園芸サービス業から排出される剪定枝^{せんていし}、枯葉類等があげられる。

産業廃棄物と一般廃棄物の概念は、元来、人の日常生活から排出される廃棄物で、環境汚染等の問題が少なく、市町村の処理能力で十分に処理可能なものを一般廃棄物とし、事業活動から生ずる廃棄物で、量的・質的に環境汚染の原因となり得るものを産業廃棄物としている。法的にはまず産業廃棄物を定義してそれ以外のものを一般廃棄物としているが、実際には市町村の処理体制や見解によって取扱いが異なる場合もある。その代表的なものとして、飲料容器（びん、缶、ペットボトル）、弁当がらがあげられる。これらの廃棄物は、種類としてはガラスくず、金属くず、廃プラスチック類に該当し、あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物となるものであるが、「事業活動に伴う」といえるかどうかなどが問題となる場合も多いので、産業廃棄物か否かについては都道府県知事等に相談し、市町村が処理するか否かについては事業活動を行う区域を管轄する市町村に相談する必要がある。 — 30

廃棄物の輸入については、排出過程や成分について不明である国外発生廃棄物が輸入されると、国内の廃棄物処理に直接の影響を与えるため、その輸入について抑制するよう定め、輸入された廃棄物については、その発生源や性状にかかわらず、産業廃棄物としている。 — 35

これは、一般廃棄物の統括的処理責任は市町村が負うが、その地域で発生したものではない輸入された廃棄物を市町村が処理責任を負うこととするのは適当でなく、輸入者の責任において処理されるべきものであるからである。

これにより、輸入者を事業者とみなし、産業廃棄物として処理責任を負わせることとしている。

- 5 — なお、航行廃棄物と携帯廃棄物については、いずれも日常生活に伴って生じたごみ、し尿等に限定されており国内における適正処理の観点からも無害、少量であり問題がないこと等から産業廃棄物とはしていない。

◆表2.1 産業廃棄物の種類と具体例

	種 類	具 体 例
10 —	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
15 —	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
20 —	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガ破片、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
25 —	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
30 —	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の内臓等あらゆる固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物）	

※資料集 P30「Ⅱ-1 産業廃棄物の種類（例示）」参照

35 — ※本文及び当表の「業種」は原則として日本標準産業分類による。

2-3 特別管理廃棄物

法では、「産業廃棄物」及び「一般廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で規定しているものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分している（P194「第3章 特別管理—— 5 産業廃棄物概論 1-1 特別管理産業廃棄物の定義」表1.1参照）。

具体的には、揮発油のような燃焼性の廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、血液が付着しているチューブ等の感染性産業廃棄物、PCB 廃棄物、廃水銀等、廃石綿等や基準値を超える重金属等を含んだ特定有害産業廃棄物がある。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは処理基準が別に定められ、処理業の許可も区別されている。—— 10

そのため、普通の産業廃棄物許可業者は特別管理産業廃棄物は取り扱いえないし、特別管理産業廃棄物許可業者は普通の産業廃棄物とは取り扱いえない。このことから、排出事業者は自らの廃棄物が何に該当するかを的確に判断し、その廃棄物を処理できる許可業者に委託する必要がある。

また、特別管理産業廃棄物の生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃—— 15 棄物管理責任者の設置が義務付けられている（法第12条の2第8項）。

3 産業廃棄物処理の現状と問題点

3-1 産業廃棄物の処理の現状

産業廃棄物処理の現状の概要を以下に示す（産業廃棄物の排出及び処理状況等 <https://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html>、産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可に関する状—— 25 況 <https://www.env.go.jp/recycle/waste/kyoninka.html> を参照）。

- ① 令和5年度における全国の産業廃棄物の総排出量は、約3億6,500万tであり、令和4年度実績から約900万t（2.4%）減少した（参考：一般廃棄物総排出量約3,900万t（令和5年度実績））。
- ② 業種別では、電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む）、農林業、建設業で総排出量の約71.9%を占めている。—— 30
- ③ 種類別では、汚泥、動物のふん尿、がれき類で総排出量の約81%を占めている。
- ④ 処理状況としては、総排出量の54.4%が再生利用、43.2%が脱水・焼却等により減量化され、残る2.4%が最終処分されている。再生利用の内訳は、直接再生利用が約20.3%、中間処理後に再生利用されるのが約34.1%となっている（図3.1参照）。

- ⑤ 処理施設は全国で21,160施設（令和5年4月現在）あり、最も多いのは破碎施設の13,196施設（廃—— 35

に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図ることや、産業廃棄物処理業全体の詳細な実態について定量的に把握し、それを踏まえて状況に即した適切かつ効果的な施策をさらに進めていくものとしている。

5 — 4-4 地方公共団体の責任

① 都道府県は、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない（法第4条第2項）。

10 — また、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する「廃棄物処理計画」を定めなければならない（法第5条の5）。

さらに、都道府県は産業廃棄物の適正な処理を確保するために、都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる（法第11条第3項）。

② 都道府県処理計画は、法第5条の5に基づき、国が定める基本方針に即して、定めるもので、当該都道府県の区域内における廃棄物行政の基本的な方向を示すとともに、廃棄物の排出の抑制、再生利用及び適正な処理に関する目標を定めるものである。

計画には、おおむね5年ごとの策定を前提に、都道府県における廃棄物の排出及び処理の実態を踏まえた、将来に向けての基本方針と廃棄物処理のあり方が示されている。また、社会・経済状況等の変化に応じて、必要な場合には随時、計画の見直しが行われる。

③ 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その
20 — 他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる（法第11条第2項）。

これは、通称「あわせ産廃」と呼ばれており、具体的には、紙くずや木くず等のように市町村の一般廃棄物処理施設で焼却処分できる産業廃棄物や、そのまま市町村の設置した一般廃棄物の最終処分場に運んで一般廃棄物と合わせて埋立処分できる産業廃棄物をいい、この規定に基づいて、中

25 — 小企業支援等の観点から産業廃棄物の受入れを行っている市町村もある。

5 処理基準

5-1 産業廃棄物の処理基準

処理業者が行う産業廃棄物の処理には、廃棄物を適正に処理するという法の目的から、排出事業者が行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分の基準である施行令第6条に定められているものと同一の

35 — 処理基準が適用される（法第14条第12項（特別管理産業廃棄物は法第14条の4第12項））。

以下に、産業廃棄物に係る主な処理基準を示す（資料集 P50「Ⅲ—1 産業廃棄物の収集運搬基準」～P74「Ⅲ—4 産業廃棄物の処分（海洋投入処分）基準」参照）。

（1）産業廃棄物の収集運搬基準

産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、次によること。

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 — 5
- ② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 産業廃棄物の収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭 — 10
が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤ 石綿含有産業廃棄物^{※1}、水銀使用製品産業廃棄物^{※2}の収集・運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集・運搬すること。

※1：石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量 — 15
の0.1%を超えて含有するもの（石綿含有成型板、石綿含有ビニル床タイル等）

※2：水銀使用製品産業廃棄物：水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので環境省令で定めるもの（蛍光管、乾電池等）

- ⑥ 運搬車を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の基準
産業廃棄物の収集・運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集運搬車である旨等を運搬車の車体 — 20
の両側面に表示し、かつ、その運搬車に必要事項を記載した書面を備え付けなければならない。

運搬車の車体に表示する内容及び備え付ける書面を表5.1に示す。

自己の産業廃棄物を自ら運搬する排出事業者については、表示する内容や備え付ける書面に違いがある。

なお、表示する内容のうち、収集運搬業者の氏名又は名称については、原則として許可証に記 — 25
載された氏名又は名称と同じものを表示することとし、許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できないような略号や屋号だけの表示等は認められない（図5.1参照）。

- ⑦ 船舶を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の基準
「⑥運搬車を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の基準」とほぼ同内容の基準が規定さ — 30
れている（資料集 P50「Ⅲ—1 産業廃棄物の収集運搬基準」参照）。